

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

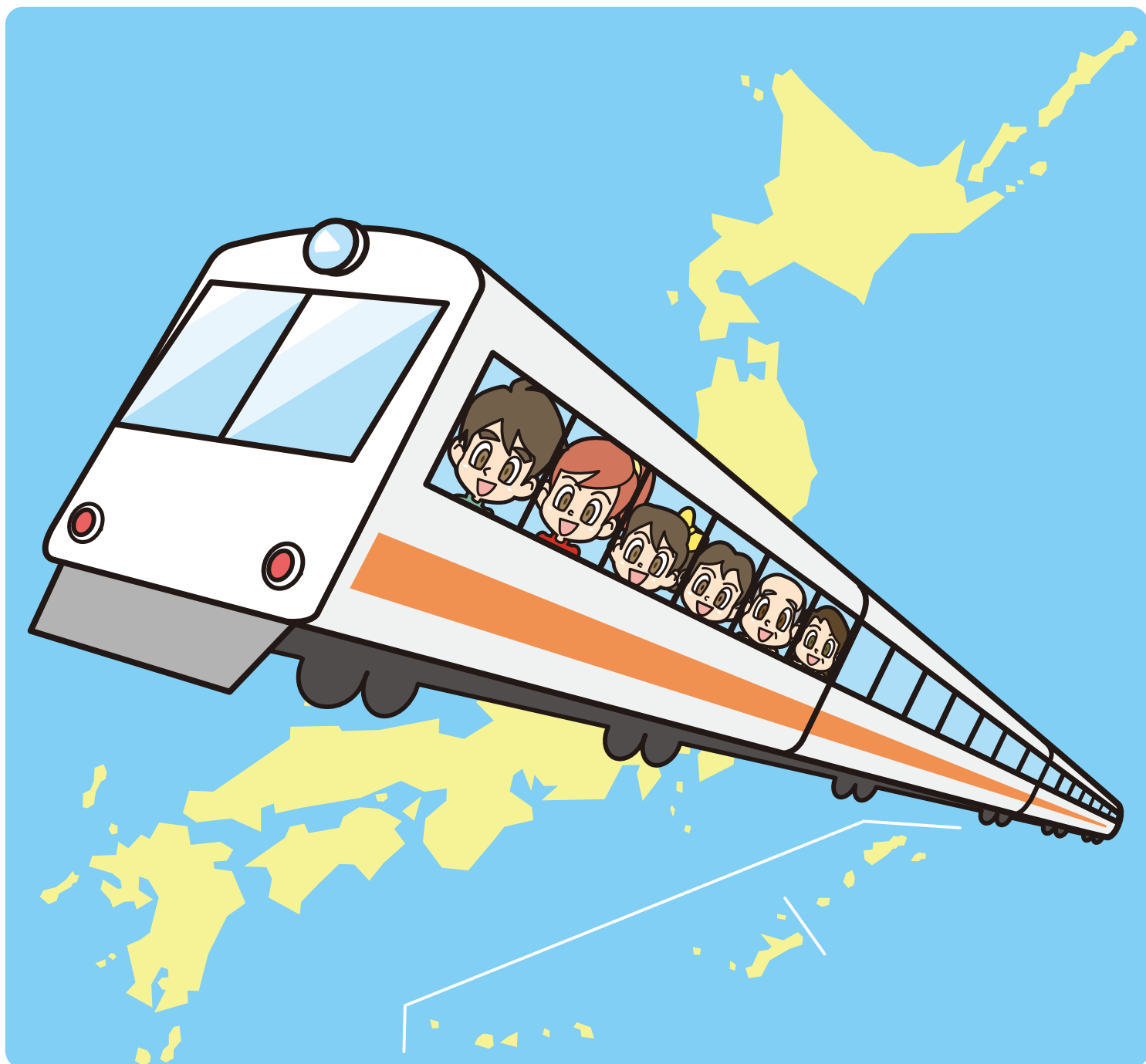
MS&AD INSURANCE GROUP

国内旅行中のケガなどに備えたい方に。

国内旅行傷害保険

平成26年12月以降保険始期用

国内旅行傷害保険



国内旅行中の偶然な事故によるケガや盗難・損害賠償責任などを補償します。

もうひとつの旅行準備。あいおいニッセイ同和損保の「国内旅行傷害保険」

国内旅行傷害保険

ケガ

ご旅行中、交通事故・航空機事故・ホテル火災等でケガをされた場合、保険金をお支払いします。



個人賠償責任*

ご旅行中、誤って他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、保険金をお支払いします。

(注) 下記事例でも損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



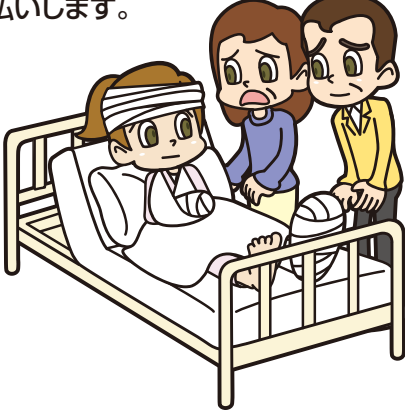
携行品損害*

ご旅行中、携行している被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の損害を被った場合、保険金をお支払いします。



救援者費用等*

ご旅行中、航空機が遭難したり、ケガで亡くなられたり14日以上継続して入院された場合、負担された捜索費用などの救援者費用をお支払いします。



*被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)に、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。
(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみに含まれている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

国内旅行傷害保険ご契約タイプ

⚠ご契約にあたってのご注意
★印がついたプランについては、保険期間(ご契約期間)開始時に被保険者(補償の対象となる方)の年齢が満15才未満の場合には、ご加入いただけません。また、保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者の同意が必要となります。

ご契約期間 【ご契約期間(旅行期間)】	ご契約タイプ	保険金額(ご契約金額)							合 計 保険料
		傷害				個人賠償責任 保険金額 (免責金額0円)	携行品損害 保険金額 (免責金額1事故3,000円)	救援者費用等 保険金額	
		死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額				
1泊2日まで	A11	663.3万円	4,000円	入院中…入院保険金日額の10倍 入院中以外…入院保険金日額の5倍	2,000円	3,000万円	25万円	200万円	500円
	★A12	2,330.0万円	3,000円		1,500円	3,000万円	—	—	500円
	★A13	2,624.1万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	800円
3泊4日まで	A21	601.6万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	600円
	★A22	2,564.1万円	4,000円		2,000円	3,000万円	—	—	700円
	★A23	2,740.6万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,000円
6泊7日まで	A31	836.2万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,000円
	★A32	2,731.4万円	4,000円		2,000円	3,000万円	—	—	900円
	★A33	3,019.6万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,500円
13泊14日まで	A41	702.2万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,300円
	★A42	2,906.0万円	4,000円		2,000円	3,000万円	—	—	1,300円
	★A43	2,931.5万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	2,000円
1か月まで	A51	572.8万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	2,000円
	★A52	2,571.0万円	4,000円		2,000円	3,000万円	—	—	2,000円
	★A53	2,442.0万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	3,000円

(ご注意) ●山岳登山などの危険なスポーツを伴う旅行については、ご相談ください。

20名以上でお申込みの場合は団体割引がございます。

グループ、会社など被保険者数が20名以上の団体でお申込みになると、保険料が割引となります。
(注)20名以上でお申込みの場合は、あらかじめお申し出ください。

被保険者人数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
最低保険料※	5,000円	25,000円	125,000円	250,000円
割 引 率	5%	10%	15%	20%

※最低保険料は団体割引適用後の保険料になります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

国内旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

1 普通保険約款の補償内容

被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。

(注1) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

なお、国内旅行傷害保険のケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます(感染経路が食物摂取であることが特定された場合に限りです)。

(注2) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注3) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中のケガによる死亡を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	〈死亡保険金から通院保険金まで共通〉 (1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 被保険者が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ.に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を using している間」を除きます) ウ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を using している間(※1)乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (※2)競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または交通乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
後遺障害保険金	国内旅行中のケガによる後遺障害を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注) 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術を受けられた場合 (注) 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔牙手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 (注1) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限り。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通院保険金	国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 (注) 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	通院保険金日額 × 通院日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日の通院が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(2) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3についても保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

2 その他の費用等に関する主な特約の補償内容

おすすめするタイプにセットされる主な特約とその概要は次のとおりです。詳細は、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみに含まれている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約 (国内旅行特約用)	国内旅行中の偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害※を被った場合 ※ 被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の国内旅行中の行為によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊・紛失について、その親権者または他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{免責金額(※)(0円)}$ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 (※) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 1事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。 (注2) 上記方式により計算した額は別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記方式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記方式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 (注3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 (注4) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えたときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される財産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2および旅行行程を同じくする親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体への障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に基づく損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
携行品損害保険金 (携行品損害補償特約) (国内旅行特約用)	国内旅行中の偶然な事故により、被保険者が携帯している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合 <補償対象外となる主な携行品> ① 株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等および通貨等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカードその他のこれらに類する物 ③ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ④ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ⑤ 被保険者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いる用具 ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物 ⑦ 動物および植物 など	$\text{損害の額} - \text{免責金額(※)(3,000円)}$ (※) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注2) 損害の額は、修理費用または時価額を基準に決定します。 (注3) 損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、時価額が限度となります。 (注4) 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券または通貨等は合計5万円)が限度となります。 (注5) 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 (注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えたときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑦ 保険の対象の欠陥 ⑧ 保険の対象の自然の消耗、性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはほすみ食ひ、食害等 ⑨ 保険の対象のすり傷等単なる外観の損傷 ⑩ 自然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的故障・機械的故障。ただし、これらより発生した火災による損害を含みません。 ⑪ 保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。 ⑫ 保険の対象の置き忘れ・紛失 ⑬ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができない物品または機器に記録された情報ものに発生した損害 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
救援者費用等保険金 (救援者費用等補償特約) (国内旅行特約用)	救援対象者※1が国内旅行中に次のいずれかに該当し、被保険者※2が捜索救助費用等を負担したことによって損害を被った場合 ① 救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以上、死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 ※1 救援対象者とは、保険申込書等の被保険者欄に記載された被保険者です。 ※2 この特約における被保険者は、保険契約者、救援対象者および救援対象者の親族(※)となります。 (※) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。	救援者費用等の額 <救援者費用等> 被保険者が負担した次の①から⑤に掲げる費用のうち、合理的かつ妥当と認められるものをいいます。 ① 捜索救助費用 ② 現地へ赴く交通費(救援者2名分・1往復分限度) ③ 宿泊料(救援者2名分・1泊につき14日分限度) ④ 救援対象者の移送・移転費用 ⑤ 雑費(3万円限度) (注1) 保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 第三者からの損害賠償がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 (注3) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、救援対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 救援対象者の脳疾患、病巣または心神喪失 ⑤ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他医療処置 ⑦ 救援対象者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 救援対象者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬ うちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・被保険者または当社までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

- (1) 商品の仕組み
国内旅行傷害保険は、国内旅行中に被保険者がケガを被った場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償する保険です。
- (2) 被保険者の範囲
①被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載された旅行者本人となります。
②救済費用等補償特約(国内旅行特約)の被保険者の範囲は、次のとおりです。

●保険契約者 ●上記①の方 ●上記①の方の親族※

※親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

- (1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合
前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。なお、詳細は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。
- (2) セットできる主な特約とその概要
前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。詳細は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。
- (3) 保険金額の設定
保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。
●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、1,000万円※1※2が限度となります。

- ① 満15才未満の方を被保険者とする場合
- ② 保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

※1 普通保険約款や特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。
※2 ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳細は代理店・被保険者または当社までお問い合わせください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間
旅行期間にあわせて1か月以内で設定してください。実際に契約する保険期間は、保険申込書をご確認ください。
(注) 保険期間を1年以内とする包括契約方式もできます。
- ② 補償の開始
始期日の午前0時に始まります。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行開始前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- ③ 補償の終了
満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行終了後に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み
① 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
② この保険の最低保険料は1保険契約につき500円となります。なお、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。また、包括契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約は、解約時、ご契約内容の変更時、確定精算時において、最低保険料を適用します。詳細は代理店・被保険者または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方法

- ① 保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む一時払となり、クレジットカードで払い込むことができます(現金により払い込むこともできます)。ただし、クレジットカードによる払い込みはご契約内容または代理店・被保険者によっては取扱いできない場合があります。
(注1) 現金による払い込みの場合、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
(注2) 包括契約方式の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算する方法(確定精算)となります。
- ② 保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・被保険者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・被保険者または当社まで速やかにお申し出ください。解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。この場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

ご契約いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

※受付時間 平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

事故が発生した場合は

ご契約の代理店・被保険者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

※受付時間 [365日24時間]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

ナビ

ダイヤル

0570-022-808

(全国共通・通話料有料)

※受付時間 [平日 9:15～17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。※PHS・IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sompco.or.jp/pr/adr/>

保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101 (無料)

【受付時間】

平 日 9:00～19:00 (年末年始は
土・日・祝日 9:00～17:00 休業させていただきます)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは取扱代理店・被保険者または当社営業サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

ご契約にあたっての注意

- このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・被保険者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・被保険者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただく契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約のお申込みの際は、保険申込書の各項目(性別・生年月日・年齢など)について正しく記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入いただきます。正しく記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。
- 住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なく代理店・被保険者または当社までご連絡ください。
- 万一事故が発生した場合は、30日以内にご契約の代理店・被保険者または当社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合などに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>